

訴 状

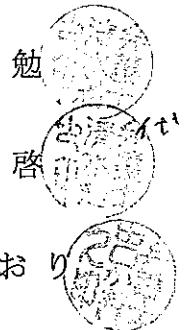
平成28年8月17日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 弁護士 野 間 啓

同 弁護士 出 口 かおり



当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 1276万円

貼用印紙額 5万900円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して1116万円及びこれに対する平成28年6月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告株式会社ウェッジは、月刊誌「Wedge」に、別紙1の謝罪広告を別紙2第1記載の掲載条件で掲載せよ。
- 3 被告株式会社ウェッジは、ウェブマガジン「WEDGE Infinity」における別紙資料1の記事のうち、別紙3記載の各記述を削除せよ。
- 4 被告株式会社ウェッジは、ウェブマガジン「WEDGE Infinity」に別紙1の謝罪広告を別紙2第2記載の掲載条件で掲載せよ。

5 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに第1項につき仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告

原告は、信州大学医学部教授であり、同大学の医学部長兼副学長である。原告は、厚生労働科学研究費補助金新興・再興感染症及び予防接種政策推進事業（以下「本事業」という。）の「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」の研究班（以下「本研究班」という。）の研究代表者である。

(2) 被告株式会社ウェッジ

被告株式会社ウェッジ（以下「被告会社」という。）は、月刊誌『Wedge』（以下「本件雑誌」という。）を制作、発行するとともに、ウェブマガジン『WEDGE Infinity』（以下「本件ウェブマガジン」という。<http://wedge.ismedia.jp/>）を制作、発表する会社である。

(3) 被告大江紀洋

被告大江紀洋（以下「被告大江」という。）は、後記本件雑誌記事並びに後記本件ウェブ記事の取材乃至公表当時、本件雑誌及び本件ウェブマガジンの編集人であった者であり、これらの記事の取材及び編集に関わった者である。

(4) 被告中村理子

被告中村理子（以下「被告中村」という。）は、外資系ワクチン会社であるワイス株式会社（ファイザーに買収された製薬会社）のワクチンメディカルマネージャーだった者であり、村中璃子のペンネーム、医師・ジャーナリストの肩書で、後記本件雑誌記事及び後記本件ウェブ記事の取材及び執筆をした者である。

2 本件各記事の掲載・発行

(1) 本件雑誌記事

被告会社は、平成28年6月中に、本件雑誌に、「研究者たちはいったい何に駆られたのか 子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれる捏造」と題する記事（甲1）（以下「本件雑誌記事」といい、後記本件ウェブ記事と併せて「本件各記事」という。）を掲載し、東海道新幹線グリーン車内で無料配付し、東海道新幹線の列車内及び駅売店で販売した。

(2) 本件ウェブ記事

被告会社は、同月23日、本件ウェブサイト上に、「子宮頸がんワクチン研究班が捏造 厚労省、信州大は調査委設置を 利用される日本の科学報道（続篇）」と題する記事（甲2）（以下「本件ウェブ記事」という。）を掲載し、この記事を現在も掲載し続けている。

3 被告らの原告に対する名誉毀損

(1) 本件各記事

本件各記事は、全体的に、厚生労働省の研究班の研究代表である原告が、子宮頸がんワクチンの副反応の研究において捏造行為をしたと強く印象付ける意図に基づいて作成されているが、本件訴訟では、これらの記事のうち、主に原告の行為について捏造と断言した部分についての名誉毀損行為を問題とする。

ア 本件雑誌記事

一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすると、本件雑誌記事（甲1）中、「責任をなすりつける研究班長」の中見出しに続く記事部分の、「A氏によれば」として「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。これは重大な捏造である。」との記述が、原告の行為を捏

造と断言した中心的部分である。

この記述は、原告がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表したという事実を摘示するものである（本件摘示事実1）。

なお、ここでいう発表とは、その文脈から、平成28年3月16日に厚生労働省において、マスコミに告知の上、公開で実施された、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に関する厚生労働科学研究事業成果発表会（以下、「成果発表会」という。甲3）における原告の発表である。

イ 本件ウェブ記事

本件ウェブ記事（甲2）にも、上記と同内容の記述がある。

すなわち、同記事中、「実験担当者の供述」の中見出しに続く記事部分の「A氏が語ったことの詳細」としてまとめられた記述の4項目部分の、「しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した。」との記述も、本件摘示事実1を摘示する記述である。

ウ 本件各記事中の「捏造」という記述

本件各記事は、さらに、以下のように随所で「捏造」と記載している。これらの記述は、本件摘示事実1を踏まえ、原告が本研究班のマウスを使った動物実験に関して捏造行為をした事実を摘示するものである（本件摘示事実2）

（i）本件雑誌記事（甲1）

①（タイトル）「研究者たちはいったい何に駆られたのか」「子宮頸がんワクチン
薬害研究班 崩れる根拠、暴かれた捏造」

（記事）「3ヶ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい捏造行為の存在
だった。」

②（記事）「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが
国費を投じた薬害研究班の実態だ。」

(ii) 本件ウェブ記事（甲2）

（タイトル）「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」

（中見出し「明らかな意図」中の記事）

「これは「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた」と言うために造られた実験であり、“捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない。」

（中見出し「当事者たちに反省なし」中の記事）

「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが国費を投じた子宮頸がんワクチン薬害研究班の実態だ。」

（2）本件各掲示事実が真実に反していること

原告は本件各掲示事実をいずれも行っておらず、本件各記事の記述は明白な虚偽である。

原告は、そもそもA氏からスライドを渡されたこと自体がない。本件各記事が取り上げたマウスを使った動物実験は、本研究班の分担研究者の一人である塩沢丹里教授（以下「塩沢教授」という。）が、子宮頸がんワクチンのひとつであるサーバリックス（Cervarix）に関して実施した、マウスの血清と脳を使った実験である。成果発表会で原告が使用したこの実験に関するスライド（甲5、本件雑誌記事でも「池田修一教授（研究班長）が、3月16日に開催された成果発表会で示した資料」として取り上げられている。）は、後述する同年1月の班内の報告会において塩沢教授が発表用に作成し使用したスライド（甲6）の中の1枚（甲7）をそのまま使用したものであり（但し、見やすいよう反応のある部分に○印をつけている）、原告が塩沢教授の研究に関与したり指示したりしたことではなく、捏造行為をしたこともない。

ア 原告を研究代表とする研究班

本件各記事で取り上げられた、原告を研究代表とする厚生労働省の研究班は、原告ほか8名の分担研究者（青木正志・東北大学、神田隆・山口大学、楠 進・近畿大学、桑原 聰・千葉大学、塩沢丹里・信州大学、高嶋 博・鹿児島大学、西川典子・愛媛大学、平井利明・東京慈恵会医科大学）によって構成された、「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究」を行う研究班である。

一般に厚生労働科学研究費補助金の研究班においては、各分担研究者が独立したそれぞれの責任において研究を行い、研究成果を報告書にまとめる。研究代表である原告は、研究費の配分を行うとともに、各分担研究者から研究報告を受けてこれを取りまとめ、厚生労働省に総括・分担研究報告書を提出して報告する立場にある。

もっとも、共同研究と異なり、各分担研究者は各自の責任でそれぞれ独立した研究を実施しており、各分担研究者の専門と主任研究者の専門が異なることもあるから、主任研究者が各分担研究者の研究過程や実験計画の策定に関与したり、実験によって得られた生のデータを点検したりすることではなく（これらに関与するのであれば、共同研究者として名前が表示されるだろう）、本研究班でも、原告は塩沢教授の研究を含め、各分担研究者の研究過程等に関与したものはないかった。

本研究班において、原告が各分担研究者、特に塩沢教授から報告を受け、これを取りまとめて外部に公表した過程は次の通りである。

イ 研究班の報告会

平成28年1月8日、本研究班は、研究班員である各分担研究者が相互に研究成果を報告し合うために「子宮頸がんワクチン接種後の神経障害に関する治療法の確立と情報提供についての研究 平成27年度研究報告会」を開催し、塩沢教授は、「Cervarix 接種による中枢神経細胞を認識する自己抗体の產生誘導」というタイトルでスライドを用いて発表を行った。

これに先立ち、原告は研究室内に設けた研究班事務局を通じて各分担研究者に対し、演題と抄録の提出を求め、当日は「プログラム・抄録集」(甲8)を配布した。

塩沢教授が提出した抄録(甲8、最終頁)には、「結果及び考察」として「Cervarixを接種したマウスのみ海馬領域の中枢神経細胞を認識する自己抗体の産生がみとめられた。」旨の記載があり、塩沢教授の発表スライド及び発表も同趣旨のものであった。

報告内容に矛盾や不合理な点は見受けられず、また、この報告会に出席した各班員からも問題点の指摘などはなかった。

ウ 研究報告書の作成

平成28年2月1日、原告は年度末に厚生労働省に提出する研究班報告書の作成のため、事務局に指示して、各分担研究者に対し、同月22日を期限として、研究報告書の提出を求め、塩沢教授からも、同月18日に研究報告書がメール添付のデータとして提出された。

同年5月下旬、本研究班の平成27年の研究成果報告書(甲9)が完成し、本研究班員にそれぞれ配布されたほか、厚労省内の図書館及び国立国会図書館に所蔵された。同年6月28日には厚生労働科学研究成果データベース(<https://mhlw-grants.niph.go.jp/index.html>)でも公表された(甲10)。

エ 成果発表会

子宮頸がんワクチンの副反応に関する問題がマスコミで大きく取り上げられるようになったこともあり、本研究班の活動は、厚生労働省内のみならず、社会的に大きく注目された。

そこで厚生労働省は、平成28年3月16日、子宮頸がんワクチンの副反応について研究する本研究班ら二つの研究班(池田班、牛田班)の研究成果について、

成果発表会を開催した。このような発表会が実施されることは通常あまりない。

本研究班の研究は平成27年4月の研究開始から一年も経っておらず、研究成果として結論的な内容を提示することはできなかつたが、厚生労働省の依頼を受け、研究代表者である原告が、各分担研究者の研究成果を一括して発表した。

その際、原告は、各研究分担者に対し、1月8日の報告会の発表において使用したスライドの提供を求め、これを抜粋してとりまとめ、一括発表用のスライドを作成した。塩沢教授の研究部分に関して使用したマウスの脳所見に関するスライド（甲5）は、塩沢教授が1月8日の発表において使用したスライド中の1枚をそのまま使用した。

また、発表の際も、原告は、本研究が予備的な段階にあり、1年間では結論が出ない予知的な内容が含まれており、予備的研究において示唆された仮説をこれから本格的な研究を行い明らかにしていく段階にあることを説明した。塩沢教授が担当したマウスの血清と脳を使った実験の報告に際しても、スライド（甲4、末尾から4枚目下段）に「今後の取り組み」として、「マウス海馬への自己抗体（IgG）の沈着」について、「この抗体を精製して、神経障害の機序を解明する」と、同日の発表内容が予備的研究の報告であることを明確に説明し、発表の締めくくりでも、「今後の研究課題」として、「同ワクチン副反応解析のためのモデル動物の作成」を挙げて、これから本格的な研究を行うことを明らかにしている。

オ 小括

以上の通り、原告が、成果発表会で行った発表は、本研究班の研究代表者として各分担研究者の研究成果を一括して発表するに当たり、分担研究者である塩沢教授の研究成果を、同教授から提供を受けたスライドを用いて発表したものであり、原告がA氏から資料を受け取り、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もある中から、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表

したという事実ではなく、同教授の実験について捏造行為をした事実もない。本件
摘示事実 1 及び 2 の事実がないことは明らかである。

（3）被告中村及び同大江の認識

本件各記事は被告中村のペンネーム（村中璃子）名義になっているが、これらの
公表当時、本件雑誌及び編集長であった被告大江も、被告中村とともに、本件各記
事の取材及び記事作成に関与している。

特に、被告中村は、医師の肩書きで執筆活動をしており、本件各記事で取り上げ
た子宮頸がんワクチンについても、本件雑誌平成 27 年 1 月号及び本件ウェブマ
ガジンで記事を発表している。

平成 28 年 3 月 16 日の成果発表会の資料（甲 4）は当日配布されたほか、直後
に厚労省ホームページに掲載され、本研究班の報告書（甲 9）完成後はこれを確認
することもできた。一般に公表された資料を確認するだけでも、被告中村らが問題
としたマウスの血清と脳を使った実験は塩沢教授の分担研究報告であって、原告は
塩沢教授の研究協力者にもなっておらず、同教授の研究内容及びマウスの血清と脳
を使った動物実験に関与していないことはすぐにわかる。

また、同日の原告の発表でも、原告は、上記の通り予備的研究の報告であること
を明確に説明しており、今後の課題として「同ワクチン副反応解析のためのモデル
動物の作成」を挙げて、マウスの血清と脳を使った実験は予備的研究であることが
資料だけを見てもわかるようにしている。

にもかかわらず、被告中村はこのことを踏まえずに、A 氏の発言のみから、マウ
スの血清と脳を使った実験で原告が捏造行為をしたと断言した。

捏造行為があったという、原告について研究者としての生命を絶たれかねない著
しく不名誉な本件各記事を、このような杜撰な取材に基づき執筆・公表することに
ついて、被告中村及び大江に故意ない少なくとも重大な過失があったことは明ら
かである。

そして、被告会社は、被告中村及び同大江による名誉毀損の本件各記事を、本件雑誌及び本件ウェブサイトに掲載した。

4 被告らの責任

(1) 被告会社

被告会社は、本件雑誌記事（甲1）を掲載した本件雑誌の発行主体であり、本件ウェブ記事（甲2）を掲載し、現在も掲載し続けている本件ウェブマガジンの運営主体であるから、本件各記事の掲載につき、原告に対し、名誉棄損の不法行為責任を負う。

(2) 被告中村、同 大江

被告中村は本件各記事を取材、執筆した者として、被告大江は本件雑誌及び本件ウェブマガジンの編集人として上記名誉毀損に関わったものであって、被告会社とともに共同不法行為責任を負う。

5 原告の損害等

(1) 慰謝料

本件ウェブ記事は、被告会社のウェブサイト (<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/7080>) 上で、現在も誰でも閲覧することが可能である。また、本件雑誌記事を掲載した本件雑誌は、約12万5000部発行され（甲11）、東海道新幹線内のグリーン車全席で無料配付され、さらに、東海道新幹線の駅売店でも販売されて、不特定多数の者に本件各記事を読まれた。これによつて、原告が実験結果を捏造する研究者であると目され、原告の研究者としての社会的評価は著しく失墜させられた。原告は、被告らの名誉毀損行為により多大な精神的苦痛を被つており、この精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、1000万円を下らない。

(2) 謝罪広告

原告は、本件各記事が掲載された被告会社ウェブサイトの公開及び本件雑誌の発行・配付・販売により、医師及び研究者としての信用を著しく損ない、患者の診療業務に大きな支障を生じていること、及び、本研究班の研究活動を事実上停止させていることなどの深刻な事態が生じていることからすれば、原告の社会的評価を回復するためには損害賠償をもってするだけでは不十分であり、本件ウェブマガジン及び本件雑誌への謝罪広告の掲載が不可欠である。

（3）本件ウェブ記事の削除

本件ウェブ記事は現在も被告会社ウェブサイトに掲載されていることから、慰謝料の支払い及び謝罪広告がなされたとしても、名誉毀損行為が継続することになるから、これをなくすためには、本件ウェブ記事のうち、別紙3の名誉毀損部分の削除がなされるべきである。

（4）弁護士費用

本件各記事による名誉毀損行為と相当因果関係のある弁護士費用は、116万円である。

6 まとめ

よって、原告は、被告らに対し、民法719条、709条に基づき、損害賠償1116万円及び本件雑誌の発行日である平成28年6月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払、並びに民法723条に基づく名誉回復措置として請求の趣旨第2及び第4記載の謝罪広告の掲載、人格権に基づく本件ウェブ記事の別紙3記載の各記述の削除を求める。

証拠方法

- 1 甲第1号証 雑誌『Wedge』2016年7月号抜粋
- 2 甲第2号証 ウェブマガジン WEDGE Infinity 抜粋
- 3 甲第3号証 成果発表会議事次第

- 4 甲第4号証 成果発表会での原告発表資料
- 5 甲第5号証 甲第4号証発表資料から抜粋したスライド
- 6 甲第6号証 塩沢教授発表資料
- 7 甲第7号証 甲第6号証発表資料から抜粋したスライド
- 8 甲第8号証 平成27年度研究報告会 プログラム・抄録集
- 9 甲第9号証 平成27年度 総括・分担研究報告書
- 10 甲第10号証 厚生労働科学研究成果データベース
- 11 甲第11号証 日本雑誌協会ウェブページ

附属書類

- 1 訴状副本 3通
- 2 甲号証写し 各4通
- 3 証拠説明書 4通
- 4 資格証明 1通
- 5 訴訟委任状 1通

当事者目録

〒 [REDACTED] 長野県松本市 [REDACTED]
原告 池田 修一

(送達場所) 〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地
四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所
原告訴訟代理人弁護士 清水 勉
同 弁護士 出口 かおり
電話 03 (5363) 9421
FAX 03 (5363) 9856

〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目4番1
ルネ四谷ビル7階 東京山手法律事務所
同 弁護士 野間 啓
電話 03 (5363) 6707
FAX 03 (5363) 6708

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町一丁目3番地1
NBF小川町ビルディング3階
被 告 株式会社ウェッジ
上記代表者代表取締役 山本 雅弘

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町一丁目3番地1
NBF小川町ビルディング3階 株式会社ウェッジ 気付
被 告 大江 紀洋

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町一丁目3番地1

NBF小川町ビルディング3階 株式会社ウェッジ 気付

被 告 中 村 理 子

謝罪広告の内容

第1 見出し

池田修一氏に対するお詫び

第2 本文

当社は、当社発行の月刊誌『Wedge』平成28年7月号において「研究者たちはいったい何に駆られたのか 子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれる捏造」と題し、また、当社ウェブマガジン『WEDGE Infinity』において、「子宮頸がんワクチン研究班が捏造 厚労省、信州大は調査委設置を 利用される日本の科学報道（続篇）」と題して、池田修一氏が厚生労働省の研究班の研究活動において実験結果の捏造行為を行ったとする虚偽の内容の記事を掲載したこと

で、池田修一氏の名誉を著しく傷つけ、多大なるご迷惑をお掛け致しました。

ここに謹んでお詫び申し上げます。

平成 年 月 日

池田 修一 様

株式会社ウェッジ

代表取締役 山本 雅弘

掲載条件

第1 月刊誌『Wedge』

1 掲載場所

いずれかの頁の二分の一面に。

2 使用活字

見出しについては、14ポイント・ゴシック活字。

本文については、12ポイント明朝体活字。

第2 ウェブマガジン『WEDGE Infinity』

12ポイント以上のゴシック体。

掲載開始日より一年間継続して掲載する。

別紙3

ウェブマガジン削除請求対象部分

1 本件ウェブ記事のタイトル

「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」

2 中見出し「実験担当者の供述」中の記事

「A氏が語ったことの詳細」としてまとめられた記述の4項目部分の、
「しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した。」

3 中見出し「明らかな意図」中の記事

「これは「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた」と言う
ために造られた実験であり、“捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない。」

4 中見出し「当事者たちに反省なし」中の記事

「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが国費
を投じた子宮頸がんワクチン薬害研究班の実態だ。」

infinity > 国内 > REPORT [WEDGE REPORT]

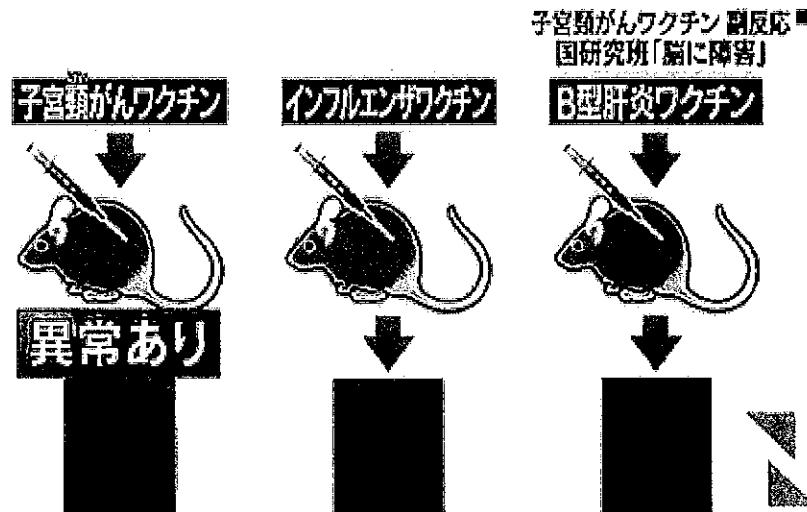
子宮頸がんワクチン研究班が捏造

厚労省、信州大は調査委設置を

利用される日本の科学報道（続篇）

2016年06月23日（木）村中璃子（医師・ジャーナリスト）

3月16日夜、TBSのNEWS23では「“子宮頸がんワクチン”と示された写真だけが緑色に光る画像」が映し出された。ある実験に用いたマウスの脳切片の画像である。



TBS NEWS23

信州大学第三内科（脳神経内科）教授（兼副学長、兼医学部長）の池田修一氏が班長を務める厚生労働研究班は、子宮頸がんワクチンが「自己免疫」というメカニズムで少女たちの脳神経に障害をもたらす、という仮説に立って研究を進めていた。自己免疫とは本来は異物を攻撃する免疫が自分を攻撃してしまうこと。NEWS23の画像は、その日の午後、厚生労働省で行われた成果発表会で池田班が用いたスライドを元にしたものである。

池田教授はNEWS23に対し「明らかに脳に障害が起こっている。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見が提示できている」と語った。3月16日の発表直後、筆者は池田教授にマウスの数、ワクチンの投与量など、スタディのデザインや条件を詳しく教えてくださいと問い合わせた。すると、池田教授は「マウスの実験は私ではなく、信州大学の他の研究者が

発案して実施しております」と責任の所在を濁し、「詳細は研究のオリジナリティと論文作成のためお話しすることはできません」と、一切の回答を避けた。

“他の研究者”とは誰なのか。

周辺取材を重ね、それがこの4月に信州大の准教授から関東圏の新設大学の教授職に転出したA氏であることを突き止めた。

実験担当者の供述

去る6月3日、再三再四の申し入れに対し、ようやく取材に応じたA氏は、耳を疑うような発言をした。

「他のワクチンを打ったマウスでも縁に染まりますよ」

A氏が語ったことの詳細は、Wedge7月号をご覧頂きたいが、そのポイントをまとめると次のようになる。

- 1. 示された画像は、子宮頸がんワクチンを打ったマウスのものではなく、遺伝子異常のある特殊なマウスに、ヒト換算で100倍もの量のワクチンを接種して採取した血清（血液の液体成分）を、正常マウスの脳にふりかけて得たものであった。
- 2. 使用したのは、飼っているだけで数ヶ月もすれば加齢により神経細胞死が生じる特異なマウス。また、ワクチンを打っていなくても自己抗体（異物ではなく自分を攻撃する異常な免疫）が生じるマウスであった。
- 3. つまり、光っていたのは脳に反応して沈着した自己抗体ではなく、異常マウスから採った血清に含まれていた自己抗体。そのため、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも、また生理食塩水であっても、強く縁に光る画像はいくつもあった。
- 4. 子宮頸がんワクチンだけが光った画像とグラフは、数あるマウスの脳切片の1つ（N=1）にたまたま起きた状態である。科学的な意義は限りなくゼロに近い。しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した。
- 5. この実験の結果がどうであれ、子宮頸がんワクチン接種後に脳神経障害が生じているとする少女たちの症状に結び付けて考えることは一切できない。

別のマウスに"ふりかけた"

人間には血液脳関門（blood-brain barrier、 BBB）と呼ばれる、脳の神経細胞を有害な物質から守るための関所のような組織がある。血管は人間の体に様々な物質を運ぶ役目をするが、生命の中核である脳だけは、血管との間に強固なバリア機構があり、血管が通っているからと言ってどんな物質でも脳に届くわけではない。

脳の障害を疑うという子宮頸がんワクチン副反応問題でも、ワクチン薬剤が本当にBBBを越え、脳に何らかの影響を及ぼしているのかが最大の争点となっていた。

しかし、実験では、もともと極めて自己抗体のできやすいノックアウトマウスに、子宮頸がんワクチンをはじめとする各ワクチンを接種し、血清（血液の液体成分）を採取。その血清を、別の正常マウスの脳切片にふりかけて撮った画像なのだという。

実験者は、ワクチン薬剤がそう易々とBBBを越えないことは十分承知していたのだろう。

そのため、自己抗体を生じさせた別の異常マウスからわざわざ血清を採取し、正常なマウスの脳切片にふりかけたのだ。

実験で投与したというワクチン量の50マイクロリットル。これは、換算するとヒトへの投与量の100倍以上だ。一体何がしたいのか。

投与量については、Wedge7月号（6月20日発売）にマウス実験の記事を発表した後に、A氏に改めて質問をしたが、納得のいく回答は得られなかった。

チャンピオンデータは科学か

他のワクチンでも強く光っている写真がたくさんあったのに、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した。

しかも、この発表データは、写真もグラフもサンプル数1。つまり、数いるネズミのうち、仮説にとって都合の良い、たった1匹についてのデータ=チャンピオンデータであった。

チャンピオンデータとは、言ってみれば「100人に1人」しか成功しないダイエット法で減量に成功した一個人のデータや写真のようなもの。そこには再現性も統計的意味もない。チャンピオンデータは、科学ではなく宣伝である。

そのため、科学で「ネズミ1匹」の解析データが示されることはないし、やつてはならない。

NEWS23での池田教授の言葉を聞いた視聴者は、誰もが「子宮頸がんワクチンを接種したマウスの脳だけに異常が起きていた」と理解したはずだ。

しかし、この実験では、ワクチンがワクチンを打ったマウスの脳に障害を起こしていたことにはならない。ましてや、少女たちの症状と結び付けて考える根拠はひとつもない。

A氏とのやり取りは次の通りだ。

筆者「TBSのニュース23で池田先生が何て言ったかというのを読み上げると、明らかに脳に障害が起きていて…」

A氏「起こらない！」

筆者「こういう脳障害が起きている患者の共通した客観的な所見が提示されている」

A氏「ない！ですね。ぜんぜん」

筆者「今後、仮にこの実験が完成したとしても、子宮頸がんワクチンを打った少女の脳に障害が起きている話と結びつけるには飛躍がありますよね」

A氏「飛躍はあるし、リンクエージ（関連）はないですよ、何もないですよ！」

筆者「子宮頸がんワクチンによってできた自己抗体が、ワクチンを打ったマウスの脳に沈着したということにもならないですよね？」

A氏「その証拠は取れていません」

明らかな意図

池田教授がいいデータを出せと指示したのか。A氏自らがチャンピオンデータを出したのかーー。A氏によれば、実験について池田教授に説明したのは昨年12月28日の1時間ほどの一度きりだという。

A氏とは、池田教授への説明に使ったという、A氏の立場を証明することになるオリジナルのスライドを見せてもらう約束で別れた。

しかし、「今日中に送ります」と言ったスライドは翌日になつても届かず、リマインドのメールを送つても返事がない。非通知でかけた電話にやつと出たが「確認して送るところです」と言ったきり、連絡がつかなくなつた。最終的には、編集部からの電話を「出す必要ない」とだけ言って一方的に切つたという。

A氏は、N=1であることも、脳切片と血清の出所が別であることも、他のワクチンでも緑色に染まることも、問わなければ答えなかつた。

ではなぜ「飛躍があり、リンクエージもない」とA氏自らが認める実験が、計画され、実施されたのか。

そして、何百万人という人が視聴する主要ニュース番組を通じて、池田教授があのような発表を行つたのか――。

不自然な実験内容、池田教授のテレビでの表現、すぐ出せるはずのオリジナルスライドを一切出さなかつたことなどを総合すると、これは「子宮頸がんワクチンを打つたマウスの脳に障害が起きた」と言うために造られた実験であり、“捏造の意図”があつたと結論付けざるを得ない。

辞任でうやむや?

本誌ウェブWedgeInfinityで「子宮頸がんワクチン薬害研究班に捏造行為が発覚 利用される科学報道（後篇）」が公開された翌6月18日、池田教授の地元、長野県飯田市では、信州大学第三内科の同窓会が行われた。冒頭の挨拶で池田教授は、なぜか「お叱りを受けた」という言葉を繰り返しながら、自らの去就について述べた。

その内容は、ウェブ記事公開の2週間以上も前の5月下旬、「同窓会員の皆さまへ」というタイトルで医局員宛てに送られたメールとほぼ同じで、近く第三内科の主任教授と医学部長を同時辞任するつもりであるというものだった。

池田教授は2度の挑戦で医学部長となり、学長選に立候補して敗れ、副学長となつてゐる。メールが送られてきた5月下旬、あれほどまでに執着して就任した医学部長を任期前に辞めると言いだした池田教授に一体何があつたのかと医局内は騒然としていたといふ。

この問題が明るみに出る前から辞任の意を表明していたといふ池田教授。信州大学には、ガバナンスの甘さが深刻な問題を生んでゐる現状を自覚し、池田教授が辞任してしまう前にしっかりとこの問題を追及し、信頼を取り戻してほしい。

大学の信頼だけでなく、アカデミア全体の信頼のためにも、だ。

池田教授は、医学部長で副学長であるだけでなく、数千万円の税金を使いながら子宮頸がんワクチン副反応問題という、公衆衛生行政の要である“定期接種ワクチン”的研究を行っている厚生労働省指定の研究班の班長である。

子宮頸がんで失われる日本人女性の命は年間約3000人。

命に責任を持つ仕事をする医師の1人として、HLA型（関連記事）もマウスも「知らなかった」「勘違いだった」「予備段階の実験だった」では済まされない。

また、「論文に出したわけではない」「メディアが報じただけ」という弁明も通用しない。成果発表会より前に、論文をはるかに上回る社会的インパクトのあるTBSの取材をわざわざ受けたのは池田教授自身だ。

当事者たちに反省なし

池田教授の言動は、アカデミアに不正問題に迅速に対応する制度がないことや、科学が分かりにくいことを上手に利用した、科学者として許しがたいものである。

このような医師・研究者を、雇用している信州大学や、研究班長に指定して税金を使って研究を行ってきた厚生労働省は、調査委員会を設置して、直ちに調査に入るべきだ。

ウェブへの転載にあたり、A氏に追加の質問と、抗議や加筆すべき点を訊ねるメールを送った。A氏からの返信は以下のとおりだ。

村中先生

御世話になっております。

私といたしましては、先日御会いした際、御話しをした内容が真実で、だいたい全てです。信州大学医学部産婦人科講座といたしまして、「子宮頸がんワクチンの接種」には賛成です。ただ、ごく一部で、同ワクチン接種後に、副作用が認められます。これが、何かしらの遺伝的素因が原因かもしれません。

ですので、自己免疫疾患の素因を有するマウスを用いて検討を行っておりますが、まだ、パイロット実験の状態で、有意差を認められるような結果は得られていません。将来、何かしらの情報が得られれば、医療機関で同ワクチン接種の際、付加コメントが出

来れば良いかと思っています。宜しく御願い致します。

A

Wedge編集部は7月号発売直前の6月17日、厚労省担当課に記事の内容を説明しに行った際に、池田修一教授から厚労省に対し電話が入ったと耳にしたという。

「ウェッジは人権侵害である」と池田教授は言ったそうだ。

編集部は、「このような方が副学長、医学部長の任にあることは大きな問題であると考えます。大学として何らかの措置をとられるべきではないかと存じます」との手紙を添えて、信州大の学長宛てにWedge7月号を6月17日午前着の宅配便で送付している。学長に呼び出された池田修一教授は、このような手紙を学長に送ることは人権侵害だと言っているらしい。

記事で問われた実験内容については一切のコメントなく、人権侵害だという怒りの電話をなぜか厚労省にかける池田修一教授。何が人権侵害なのか不明だが、万が一そうだとしても、言うべき相手は編集部だろう。

編集部は、池田修一教授にも同日着でWedge7月号を届けている。「先日は当方の取材に対して誠実なご回答がいただけませんでしたが、どういうお考えでこのようなことをなさったのか、ぜひ改めてきちんとお答えいただけないでしょうか」という手紙を添えて。

まもなく1週間が経つが、池田教授からリアクションはない。

それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが国費を投じた子宮頸がんワクチン薬害研究班の実態だ。子宮頸がん罹患リスクを負ったワクチン未接種の少女たちとワクチンに人生を奪われたと苦しむ少女たちの未来は、こんな大人たちの手に委ねられている。

[Facebookでフォロー](#)

[Twitterでフォロー](#)

[シリマガに登録](#)

▲ 「WEDGE Infinity」の新着記事などをお届けしています。

◆Wedge2016年7月号より